

教育福祉委員会協議会 質疑事項

委員名 高橋 光

項 目	内 容
<p>1 議会からの調査事項に対する回答（令和元年11月11日付）について</p>	<p>(1) 教育長が本件について報告を受けた平成28年11月頃について</p> <p>ア その際どのような報告だったのか、そしてどのような指示を出したのか。</p> <p>イ 報告以降、被害者の生活ノートやスタディーノート等への記載内容等を直接拝見したことはあるのか。</p> <p>(2) 平成29年6月頃から、重大事態認定の遅れが県教委から指示されてきたことについて</p> <p>ア その際の認識はどのようなものだったのか。また、改善するための指示の有無はどうか。</p> <p>イ 今年、文部科学省から同様の助言・指導があるまではどのような認識だったのか。</p> <p>(3) 調査委員への調査依頼について</p> <p>ア 認識の誤差は理解したが、市教育委員会のどのような取り組みをもって、調査委員は依頼されたという認識になったのか。</p> <p>イ 調査委員の委嘱にあたる人選はどのような経緯で行われたのか。</p> <p>ウ どのような経過ややり取りで、正副会長を推挙することになったのか。</p> <p>(4) 平成26年度末の対応について、「年間30日を目安」ということを理解しながらも被害者代理人（弁護士）との話し合いで、「中学へのスムーズな進学を優先してほしいとの「話」があり…」というのは文章による記録があるのか。またその後、被害者側から代理人の変更等などの「話」の変更・</p>

2 経過及び対応について

撤回希望があったのではないか。

- (1) 本件について、過去3回もの自殺未遂があったとされる年月日及び、警察への被害届等が提出された年月日はいつか。
- (2) 重大事態に位置付けるうえで、学校からの要請等とはいつどんな事象をもって行われたのか。
- (3) 新しいいじめ対策調査会について
 - ア 各委員への委嘱状発行日（委員ごとに）
 - イ 被害者・被害者保護者への説明の経過（日付け付き）と意見等（文書提出されているもの）について
 - ウ これまでの調査会の調査経過（日付、調査項目、聞き取り等）
- (4) 被害者からの「市政への質問等について（R1.6.6.）」によれば、市長が被害者保護者から直接要望を聞き取ったのが、平成26年10月の小学校運動会時だったとされているが、その認識と、その際「きちんと調査するとお話を頂いた」としているが、その有無及び具体的指示の内容
- (5) 第1次中間報告書の提出以降、いつ、だれが、どのような内容で協議をおこなってきたのか。
- (6) 前いじめ対策調査会会長と市教育委員会とのメールのやりとり（日付・時間）と、記者会見をおこなわせる9月のメールの指摘内容全文及びその後の対応
- (7) 6月14日総合教育会議の式次第を決定する際、いじめ重大事態の本件について、議題にするかどうかの問い合わせは総合教育会議事務局からなかったのか、また市教育委員会から問い合わせをしたのか。
- (8) いじめ対策調査会前委員が、調査委員会委員

<p>3 第二次中間報告書について</p>	<p>を兼任することはどんな裏付けをもって説明をしたのか、設置にあたる経過を示す記録の有無について</p> <p>(9) 現在の担当部長以下担当課職員数は何人で、重大事態前から本件について携わっていた職員及び担当課配属の職員数は何人か。</p> <p>(1) 「報告書」で指摘されているいじめ対応等に対する提言の具体的内容</p> <p>(2) 被害者側や調査会との約束に反して被害者側との関係を悪化させる行為を取り、調査会による調査の妨害を行ったという指摘はどのような記載内容（具体的行為、回数）だったのか。</p> <p>(3) 「報告書」が提出されて以降、いつ、だれが、どのような内容で協議を行ってきたのか。</p> <p>(4) 「報告書」を市長に提出したのはいつか、その際、市長からはどのような指示があったのか</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) いじめなどへ対応する「新しい仕組み」とは、いつ市長決裁が下りたのか、そもそもの起案は何課で、いつ起案したのか。</p>

※提出期限：令和元年12月11日（水）正午

